



応急処置を学ぼう!

災害時には多くの負傷者が出ることが予想されます。自分で自分の身を守ることはもちろん、家族や地域の人など身近な人と助け合うことが大切です。いざという時に適切な応急処置ができるよう、救命講習を受講しませんか。

講習の内容と開催日程

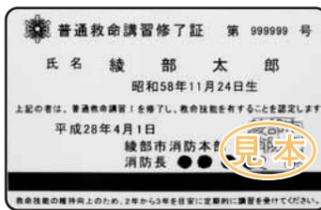
種類	内容・日時
普通救命講習	心肺蘇生法（成人）、AEDの使用方法、異物除去法、止血法など 第2回 7月16日(土) 第3回 平成29年2月11日(土・祝) 午後7時～10時
上級救命講習 (全3日)	心肺蘇生法（成人、小児、乳児）、AEDの使用方法、異物除去法、止血法、搬送法、外傷の手当など 9月9、16、23日(金) 午後7時～10時 (23日は午後9時まで)
応急手当普及員講習 (全8日)	基礎知識（医学、資機材、指導法）、救命に必要な応急手当の基礎技術、その他の応急手当の基礎技術 11月8日(火)、11日(金)、15日(火)、18日(金)、22日(火)、25日(金)、29日(火)、12月2日(金) 午後7時～10時

※受講は無料。事前申し込みが必要です。
※日程は変更する場合があります。事前にご確認ください。
※上記以外でも、10人以上の受講希望があれば職場や公民館などに消防職員やボランティアが出向き、普通救命講習を実施します（市内に限る）。詳しくは下記へお問い合わせください。



応急処置を正しく行うためには、おおむね2年ごとの受講が必要です。すでに受講した人も、期間が空いている場合は再受講してください。

～修了証のデザインが変わりました～



救命講習修了証のデザインが変わり、プラスチックカードになりました。今年度以降の受講者に交付します。

〈問い合わせ〉消防本部警防課救急担当
電話(42)0119 ファクス(43)1483

自然災害に備えよう 日ごろから1人ひとりの心がけ

熊本地震や東日本大震災をはじめ、集中豪雨による土砂災害など、近年大規模な自然災害が発生しています。市内でも平成25、26年と立て続けに、台風や集中豪雨による浸水やがけ崩れに見舞われました。もしもの時に自分や周りの人たちの身を守るため、1人ひとりが普段から心がけて防災意識を高め、災害に備えましょう。



平成26年9月の豪雨による被害

予期せぬ災害に日ごろの備えを

地震や水害などの自然災害は、いつどこで起こるか予測できません。予期せぬ災害から身を守り適切な避難を行うために、日ごろから身近にある危険個所を把握したり、非常持ち出し品を準備したりすることが大切です。家族や地域で話し合い、避難が必要になった際のルートや緊急連絡先、連絡手段などを確認しておくことも重要です。また、自治会や自主防災組織が開催する避難訓練などにも積極的に参加し、地域全体で万一の災害に対処する準備をしておきましょう。

ハザードマップの活用を

ハザードマップは、災害が発生した際に被害が想定される区域を、地図上で分かりやすく示したものです。市は昨年度、綾部・中筋地区の土砂災害ハザードマップを作成。作成済みのほかの地区についても、避難所などの情報を修正しました。市ではこのほか、地震ハザードマップも作成しており、いずれも市公式ホームページで公開しています。マップには防災に役立つ基礎知識も記載。自宅や職場などでマップを確認し、災害時の避難行動に役立てましょう。

準備しておきたい非常持ち出し品



- 懐中電灯 ●ラジオ
- 水、非常食
(火を通さずに食べられるもの)
- 救急医薬品 ●現金 ●預金通帳、印鑑
- 運転免許証 ●健康保険証
- 下着類、衣類 ●軍手 など

△もしもの時は情報収集を△

水害や土砂災害に備えて、日ごろからテレビやラジオなどで気象情報を収集しましょう。また、災害の危険があるときや災害発生時には、正しい情報入手することが安全の確保につながります。市は、緊急時の避難に関する情報をさまざまな方法でお知らせしますので、情報の受け取り方について確認をお願いします。

○防災行政無線

市内23か所に設置された屋外スピーカーと各自治会や避難所に設置された戸別受信機を通してお知らせします。聴き取りにくい場合は☎(42)4700で確認できます。

○市公式ホームページ

トップページで緊急・災害情報を随時掲載します。

○あやべーる

あやべーるの「消防情報」配信を登録している人にお知らせします。配信は、下のQRコードから登録できます。



あやべーる登録QRコード

○緊急速報メール

綾部市域にいる人全員の携帯電話にお知らせします（一部機種を除く）。登録は不要です。

○FMいかる(76・3MHz)

通常の放送を中断して、緊急放送を行います。インターネットでサイマルラジオを聴くこともできます。下のQRコードからアクセスできます。



FMいかるサイマルラジオQRコード

このほか、車両広報やメールマガジン、ライブビジョン、地上波デジタルテレビのデータ放送などあらゆる手段でお知らせします。

補助制度をご利用ください

ご自宅の耐震化はお済みですか

地震から命や財産を守るために、木造住宅の耐震化が急務となっています。昭和56年6月の建築基準法改正により耐震基準が強化され、過去の震災では、法改正以降の建物の被害が少なかったことが報告されています。自宅の倒壊を防ぐため、同年5月31日以前に建てられた木造住宅は耐震診断を受け、必要な場合は耐震改修を行うことが大切です。市は、耐震診断士の派遣や改修について次のとおり支援を行っています。

木造住宅耐震診断士派遣事業

府に登録している診断士を派遣。派遣費用のうち、自己負担額は3000円。

木造住宅簡易改修事業

屋根の軽量化や壁、床、基礎の補強などの簡易な耐震改修のうち4分の3を補助(上限30万円)。

木造住宅耐震改修事業

改修経費(設計費用含む)のうち4分の3を補助(上限90万円)。

詳しくは、建築課建築担当☎(42)4287へ。

ご自宅や事業所に雨水タンクを設置しませんか

市は今年度から、雨水をためるタンク設置費の補助金制度を創設。降雨時、一時的に各家庭のタンクに雨水をためることにより、河川の急激な増水を抑えて浸水被害を軽減するとともに、ためた雨水は散水などに有効活用できます。

詳しくは、今月号本紙お知らせ版をご覧ください。